



学校教育活動における 食物アレルギー対応マニュアル

平成 25 年 12 月作成
令和 5 年 8 月改訂

小千谷市教育委員会



〔目次〕

第1章 食物アレルギーの対応

1. 小千谷市教育委員会における食物アレルギー対応・・・・・・・・・・ 1
2. 学校における対応
小千谷市食物アレルギー対応の流れ フローチャート・・・・・・・・・・ 5
3. 学校給食における食物アレルギーの対応・・・・・・・・・・ 8

第2章 緊急時の対応

1. 緊急時の備え・・・・・・・・・・ 1 8
2. エピペン®の処方を受けている児童生徒がいる場合の対応・・・・・・・・ 2 3
3. 研修の実施・・・・・・・・・・ 2 3

<様式集>

- 【様式1】 学校教育活動における食物アレルギーに関する調査票
- 【様式2】 学校教育活動における食物アレルギー対応依頼書
- 【様式3】 学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）
- 【様式4】 食物アレルギー 食品チェック表
- 【様式5】 保護者との面談結果
- 【様式6】 食物アレルギー 対応決定通知書
- 【様式7】 食物アレルギー保有者一覧表
- 【様式8、9】 食物アレルギー対応食のお知らせ（学校提出用）（保護者控え用）
- 【様式10】 食物アレルギー対応解除申請書

<参考様式>

- 【文書1】 学校教育活動における食物アレルギーに関する調査について（お願い）
→【様式1】配付時に使用
- 【文書2】 学校教育活動における食物アレルギーの対応について（お知らせ）
→【様式2】【様式3】【様式4】配付時に使用
- 【文書3】 学校教育活動における食物アレルギー対応の面談について
→面談の日程調整に使用

<参考資料>

- 【資料1】 「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン要約版」平成27年2月
- 【資料2】 アナフィラキシー症状をきたした児童・生徒を発見したときの対応（モデル図）

<参考文献等>

- ・（財）日本学校保健会（令和2年3月25日）発行
「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」《令和元年度改訂》
- ・文部科学省（平成27年3月）発行
「学校給食における食物アレルギー対応指針」
- ・文部科学省（平成31年3月）発行
「食に関する指導の手引き - 第二次改訂版 - （P229～245）」
- ・（財）日本学校保健会（平成17年4月11日）発行
「食物アレルギーによるアナフィラキシー学校対応マニュアル」小・中学校編

第1章 食物アレルギーの対応

1 小千谷市教育委員会における食物アレルギーの対応

学校における具体的なアレルギー対応についての一定の方向性を示し、ガイドライン等に沿った対応が徹底されるよう、学校等での取組を支援する。

- (1) 食物アレルギー対応の基本方針の策定
- (2) 食物アレルギー対応に関するマニュアルの策定
- (3) 研修の実施と研修機会の確保
- (4) 医療機関（医師会等）及び消防機関と連携体制の構築
 - ・食物アレルギー対応マニュアルや「学校生活管理指導票」の運用共通理解
 - ・緊急時における迅速な対応のための「小千谷市子ども安心カード」の活用
- (5) 食物アレルギー対応充実のための環境整備及び支援
- (6) 事故及びヒヤリハット事例の情報収集とフィードバック
- (7) 専門的に相談できる体制の構築
 - ・保護者に対して、専門医療機関や食物アレルギーに対する情報提供
 - ・必要に応じて、家庭で適切な生活が送れるようにサポート
- (8) 教育委員会等や学校の管理下でない場所での対応

2 学校における対応

全職員の共通理解を図り、組織で対応する体制を構築し、学校全体で取り組む。

(1) 食物アレルギー対応の基本的考え方

すべての児童生徒が安全に学校生活を過ごせるよう、次の事項の項目を踏まえて対応を進める。

- ・食物アレルギーを有する児童生徒の健康生活の管理と配慮
- ・学校給食における食物アレルギーの対応
- ・食物アレルギーに対する正しい知識と緊急時における対応の研修

(2) 食物アレルギー対応の実施基準

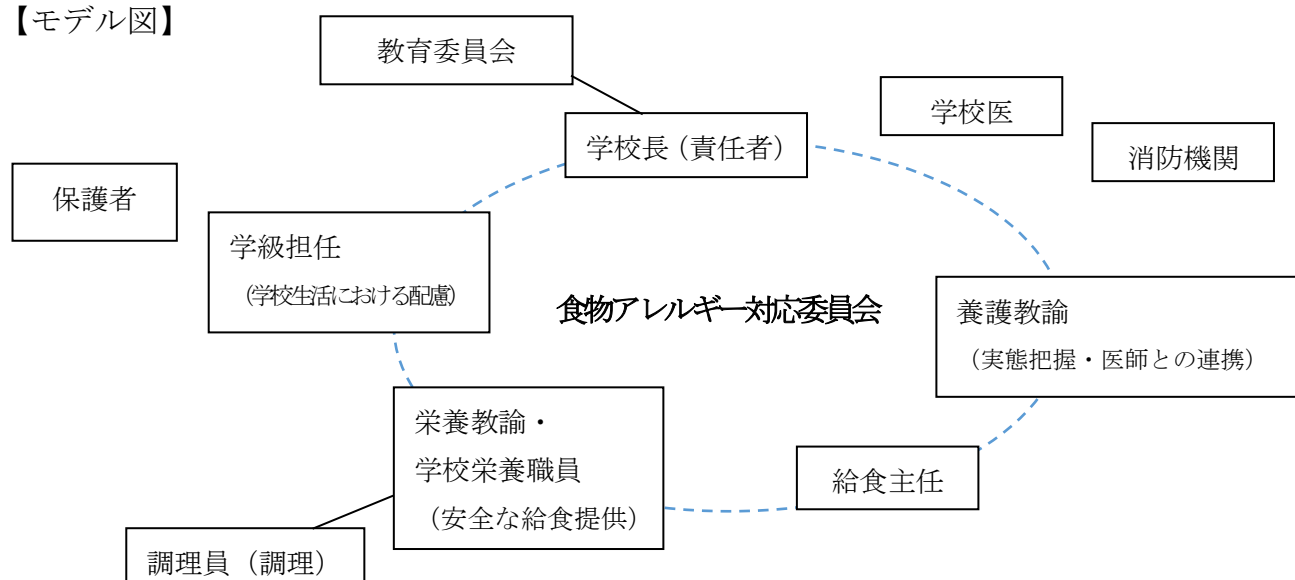
- ①医師の診断・検査により、食物アレルギーと診断され、医師から特定の食物に対して対応の指示があり、家庭でも原因食品を除いた食事をしていることが大前提となる。
- ②学校における配慮や管理が必要な場合は、「管理指導表」の年1回提出を必須とする。
- ③学校は「管理指導表」に基づき、保護者と協議し取組を決定する。

(3) 校内食物アレルギー対応委員会

校長を責任者として関係者を組織とする食物アレルギー対応委員会を設置する。委員会では、校内の児童生徒の食物アレルギーに関する情報を正確に把握するとともに対応を協議、決定する。また、緊急時の校内体制を構築し、各関係機関との連携や実践的な訓練や校内外の研修の企画、運営を行う。

- ・市マニュアルをもとに、食物アレルギーの対応計画を作成し、全職員に周知する。
- ・食物アレルギーを有する児童生徒の情報を共有し、学校給食並びに調理実習・校外学習など学校教育活動での対応を検討・協議する。
- ・緊急の対応を行った場合には事後の検証・改善を行う。
- ・校内研修を計画し、実施する。

【モデル図】



(4) 食物アレルギーのある児童生徒の把握から対応の流れ

①情報収集（手順は P5～7 フローチャート参照）

- ・入学時、進級時には全員を対象に調査を行う。
- ・学校給食における対応だけでなく、食品を取り扱う授業、学校行事、運動を伴う活動等、学校全般における配慮事項について留意点を明らかにする。
- ・転入の場合には、該当の児童生徒の情報を現学校から新学校に引き継ぐ。市外から転入の場合は、指定の調査票（様式1）にて調査を行う。
- ・現小6年生でアレルギー対応をしている場合、小学校は進学先の中学校に引き継ぐ。
- ・年度途中であっても保護者からアレルギー症状の変化や対応に変更があるときは、学校に申し出ることができるよう周知する。
- ・食物アレルギー以外の疾患(乳糖不耐症等)の対応については、医師の診断書を提出してもらう。
- ・弁当持参・情報提供、乳糖不耐症で飲用牛乳のみ停止の児童生徒で、前年度と対応に変更がない場合は、協議し面談を省略することができる。

②対応方針の決定と共有（手順は P5～7 フローチャート参照）

- ・個々の児童生徒の症状等の特徴を正しく把握するために、医師の診断に基づき、学校での対応を協議する。

- ・校内食物アレルギー対応委員会等において、保護者から収集した情報をもとに対応方針を決める。
- ・決定した対応方針は、全教職員で共通理解をするとともに、学校生活における配慮に努める。

(5) 児童生徒への指導

食物アレルギーについて、食に関する指導を行うには「食に関する指導の全体計画」に位置付け、全教職員で共通理解を図る。

- ・食物アレルギーを有する児童生徒のアレルギー症状を防ぐために、原因食品を摂取しないよう常に配慮が必要である。児童生徒が自らのアレルギーを理解し対応できるよう、食に関する指導や個別保健指導等を行い、自己管理能力を育成する。
- ・他の児童生徒が食物アレルギーに対する理解を深め、食物アレルギーを有する児童生徒の有無に関わらず、仲間はずしやいじめに発展しないよう、人権教育上の観点から互いを思いやる心を育てる。

(6) 学校給食以外の教育活動での留意点

①校内における教育活動

(7) 家庭科、生活科、技術・家庭科、総合的な学習、特別活動（クラブ活動）等

- ・食べ物を扱う学習指導を行う場合は、事前に食物アレルギーのある児童生徒に影響がないか確認する。
- ・調理実習は、使用する食材や加工食品、調味料について商品のアレルギー表示を確認し、保護者にも伝え、使用可能かどうか確認する。
- ・対象児童生徒が安全に参加できることを最優先する。アレルギーとの接触がどうしても避けられない場合は、できる限り安全な参加方法について保護者と話し合ってから決定する。

<配慮すべき学習活動例>

アレルギー	配慮すべき学習活動例	アレルギー	配慮すべき学習活動例
小麦	小麦粘土、うどん、パン作り体験	そば	そば打ち体験
乳	牛乳パックを使った工作	大豆	豆まき、みそ作り
ピーナッツ	豆まき、落花生の栽培		

(4) 体育・保健体育

食物依存性運動誘発アナフィラキシーを発症する児童生徒については、主治医の判断に従い、アレルギーを含む食品の摂取や摂取後の運動は避ける。

(ウ) 清掃活動

アレルギーと接触しないように配慮する。

(例：乳アレルギーのある児童生徒にこぼれた牛乳の後始末などはさせない。)

②校外学習・宿泊を伴う行事

対象児童生徒が、他の児童生徒と同じように校外学習ができるように、活動内容や食事内容を検討する。

○宿泊施設や昼食場所での食事内容について、献立表を取り寄せるなどして保護者に情報を提供し、確認してもらう。

○体験学習（活動）の内容を事前に保護者に伝え、配慮事項や緊急時の具体的な対応について確認をしておく。

○緊急時に備えて、緊急時連絡体制、搬送先の医療機関等を確認しておく。

<具体的な場面での対応例>

(7) 遠足

- ・弁当や菓子類は友達同士での交換に注意する。(全体指導)
- ・普段食べたことのない菓子、弁当は持ってこない。(アレルギー対応児童生徒への個別指導)

(4) 修学旅行

- ・旅行業者を通して、昼食提供業者や宿泊施設での食事内容の確認、除去・代替が可能かどうかの確認、検討をする。
- ・事前に現地の医療機関へ連絡し、緊急時の対応について協力を要請しておく。
- ・病歴ノートやお薬手帳を持参する。
- ・そば殻枕の使用を禁止（そばアレルギー）する。
- ・内服薬、エピエフ®の管理方法について確認しておく。

(7) その他

学校外活動（児童クラブ・子ども会等）へも保護者から了承を得て伝えるか、保護者から直接伝え、情報を共有する。

これらの配慮を通して、学級全体が食物アレルギーを理解し、他人を思いやる気持ちを育てる機会としていく。

時期の目安
（九月）

小千谷市 食物アレルギー対応の流れ フローチャート（自校給食実施校）

（十一月）

（二月）

（三月上旬まで）

（三月下旬まで）

（給食開始まで）

〈次年度小学校入学児童〉
市教育委員会が【様式1】「学校教育活動における食物アレルギーに関する調査票」を配付し、小学校が就学時健診時に回収。

〈現小学校6年生〉
小学校が【様式1】を配付し、回収。小学校は回収した【様式1】を中学校に送付。

〈現小学校1～5年生、中学校1、2年生〉
各校が【様式1】を全児童生徒に配付し、回収。

学校が、アレルギー対応を希望する児童生徒に対し、【様式2】「学校教育活動における食物アレルギー対応依頼書」、【様式3】「学校生活管理指導表」、必要に応じて【様式4】「食物アレルギー 食品チェック表」を配付。

保護者が学校へ【様式2、3、4】を提出。

※1

【様式2、3、4】を元に保護者と面談を実施し、【様式5】「保護者との面談結果」を作成。面談は管理職及び実務者（栄養教諭・学校栄養職員、養護教諭、学級担任等）が出席して行う。

※2

「食物アレルギー対応委員会（仮）」を開催。

校長が対応の可否、対応内容を決定。【様式6】「食物アレルギー対応決定通知書」を作成し、保護者へ渡す。【様式7】「食物アレルギー保有者一覧表」を作成する。

4月の職員会議で教職員への周知、共通理解

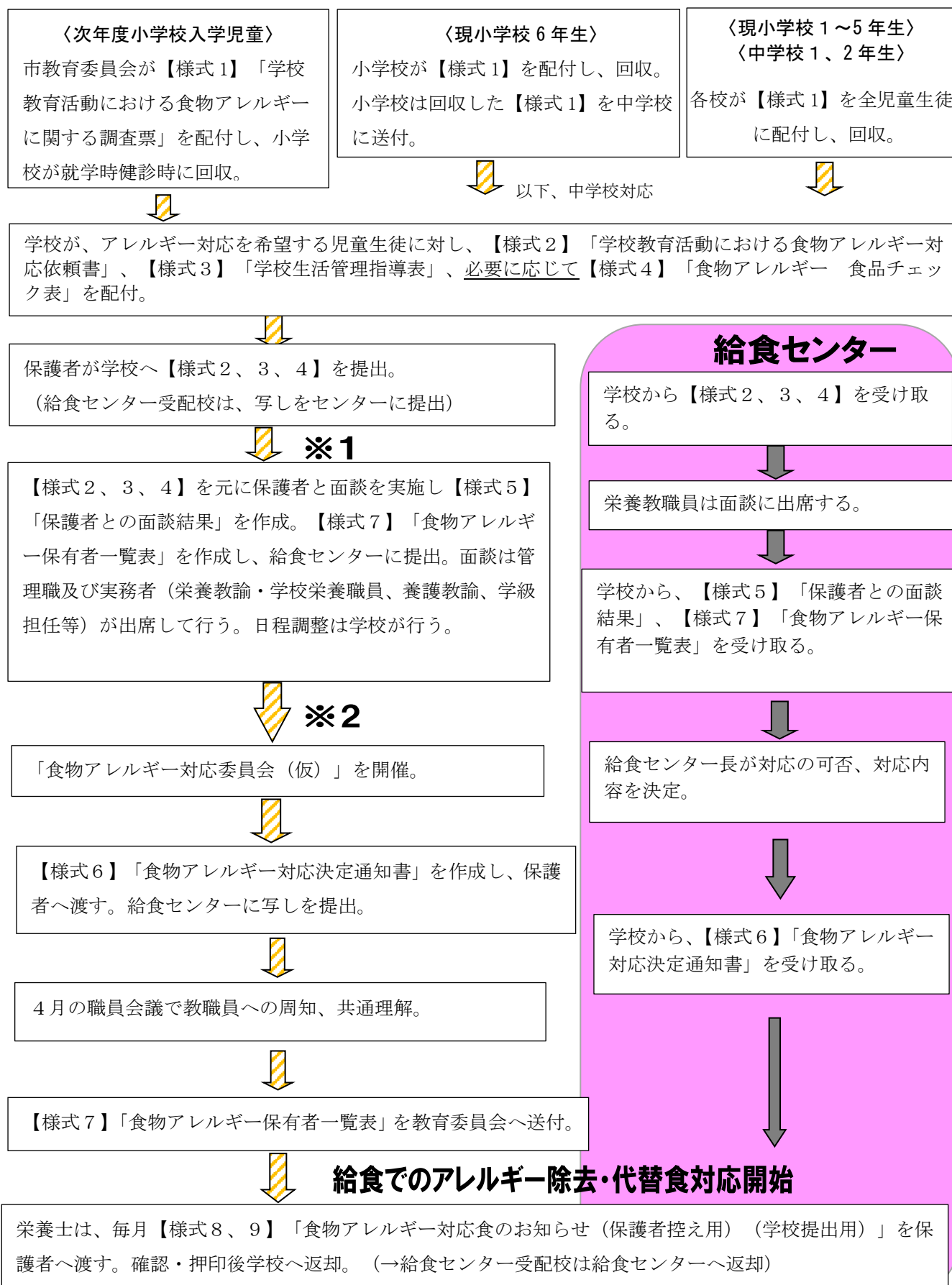
【様式7】「食物アレルギー保有者一覧表」を教育委員会へ送付。

給食でのアレルギー除去・代替食対応開始

栄養士は、毎月【様式8、9】「食物アレルギー対応食のお知らせ（保護者控え用）（学校提出用）」を保護者へ渡す。確認・押印後学校へ返却。

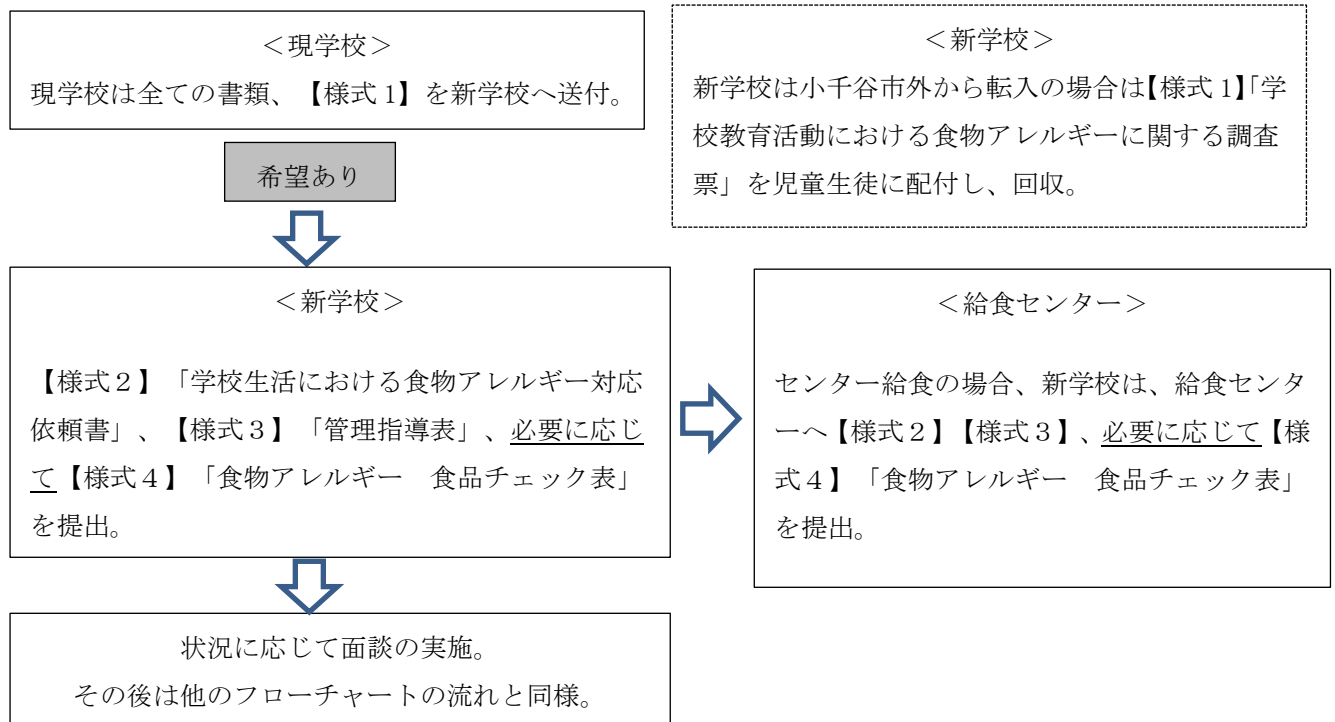
- ※1 現小6年生は保護者が【様式2、3、4】を直接進学先の中学校へ提出する。
現小6年生でアレルギー対応をしている場合、学校は【様式2、3、4】を中学校へ引き継ぐ。（面談までに）
- ※2 弁当持参・情報提供、乳糖不耐症で飲用牛乳のみ停止の児童生徒で前年度と対応に変更がない場合は、協議し面談を省略することができる。

小千谷市 食物アレルギー対応の流れフローチャート（給食センター受配校）



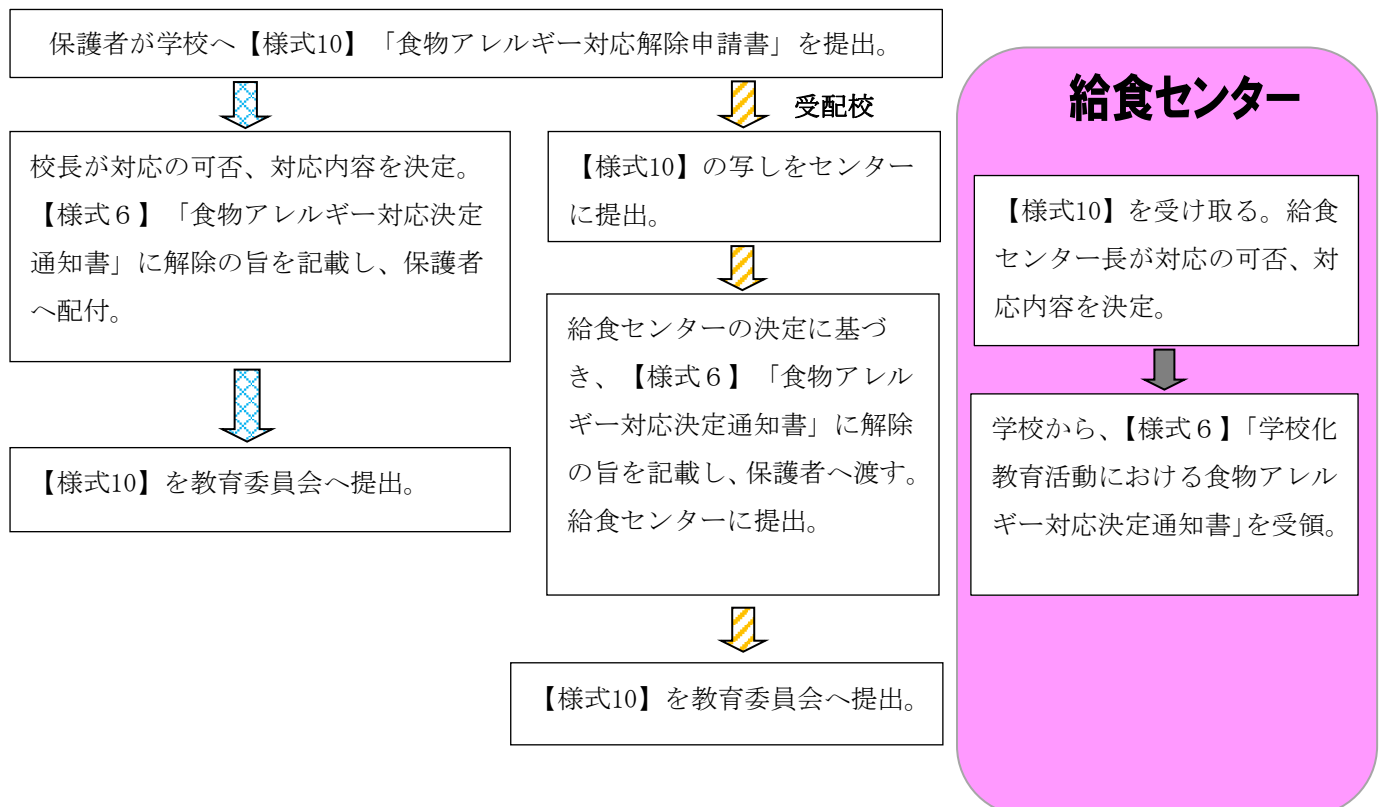
- ※1 現小6年生は保護者が【様式2, 3, 4】を直接進学先の中学校へ提出する。
現小6年生でアレルギー対応をしている場合、学校は【様式2, 3, 4】を中学校へ引き継ぐ。（面談までに）
- ※2 弁当持参・情報提供、乳糖不耐症で飲用牛乳のみ停止の児童生徒で前年度と対応に変更がない場合は、協議し面談を省略することができる。

小千谷市 食物アレルギー対応の流れフローチャート（転入生用）



小千谷市 食物アレルギー対応の流れフローチャート（解除）

※年度途中で解除となる場合のみこの対応を行い、年度の区切りで解除に切り替わる場合は様式の提出は不要とする。



給食でのアレルギー除去・代替食対応解除

3 学校給食における食物アレルギーの対応

(1) 学校給食におけるアレルギー対応の基本

①学校給食では『安全性』を最優先とする。

食数、調理場の状態、調理員の配置等を考慮し、安全な作業工程を組むことを優先する。

②給食提供は、「原因食物の完全除去」または「他の児童生徒と同じ給食（普通に摂取する）」のいずれかの対応を原則とする。

食物アレルギーの原因食物に関連するものであっても症状誘発の原因となりにくい下記の食品については、完全除去を原則とする学校給食においても、基本的に除去する必要はない。

これらについて対応が必要な児童生徒は、当該原因食物に対する重篤なアレルギーがあることを意味するため、安全な給食提供が困難な場合には、弁当対応を考慮する。

原因食物	除去する必要のない調味料・だし・添加物等
鶏卵	卵殻カルシウム
牛乳	乳糖・乳清焼成カルシウム
小麦	しょうゆ・酢・みりん
大豆	大豆油・しょうゆ・みそ
ゴマ	ゴマ油
魚類	かつおだし・いりこだし・魚しょう
肉類	エキス

③完全除去対応で提供する給食は「除去食」または「代替食」とする。

除去食…完全除去した献立に代替はしない※。多段階対応もしない。

代替食…主に一品料理。アレルギー対応食は1種類とする。

※例)【鶏卵アレルギー対応食】「千草和え(卵入り)」は卵を除去し、対応食とする。除去した卵の代わりにかまぼこなどは追加しない。

④安全な給食提供が困難な場合は弁当対応を考慮する。

以下の(ア)または(イ)に該当する場合は安全な給食提供は困難であり、弁当対応を考慮する。

(ア)極微量で反応が誘発される可能性がある等の場合

- a) (1)・②の調味料・だし・添加物等の除去が必要である。
- b) 加工食品の原材料の欄外表記（注意喚起表示）の表示がある場合についても除去指示がある。
- c) 食器や調理器具の共用ができない。
- d) 油の共用ができない。
- e) 多品目の食物除去が必要である。
- f) その他、上記に類似した学校給食で対応が困難と考えられる状況である。

(イ)施設の整備状況や人員等の体制が整っていない場合

(2) 対応レベル

レベル 1（詳細な献立表対応）※	…手配表の配付のみ
レベル 2（弁当対応）	…通年、弁当対応
レベル 3（除去食対応）	…除去食を提供
レベル 4（代替食対応）	…代替食を提供

※レベル 1 の対応のみが対象となるのは、原則として以下の(ア)または(イ)に該当する場合である。

(ア) 原因食品が医師から解除されている食品のみの場合。

(イ) 食物アレルギーはあるが、原因食品が給食で使用しない食材のみの場合。

(3) 献立の作成と検討

①小千谷市の給食で使用しない食品

そば くるみ

②使用する頻度を検討する必要がある食品

(ア) 特に重篤度の高い原因食物

学校給食での提供を極力減らす。提供する際は、使用するねらいを明確にし、使用していることが明確な料理や料理名とする。

(イ) 特に発症数の多い原因食物・学校内で対応している原因食物

提供する際は、使用するねらいを明確にし、使用していることが明確な料理や料理名とする。また、以下のような工夫をする。

○できる限り、1回の給食で複数の料理に同じ原因食物を使用しないように配慮する。同じ原因食物の使用は最小限とし、対応を単純化する。

○同じ原因食物を使用する日を週単位で検討し、1週間の中にその原因食物が使用されない日を作る等考慮する。

○加工食品は、添加物として原因食物が使用されていない食品を選定する等の対応を考慮する。

(ウ) その他、対応申請のあった食物

児童生徒の実態に応じて、対応を検討する。

③献立作成時に注意すること

(ア) 調理員の作業動線と過度な負担の軽減を優先する。

(イ) アレルギー対応除去食は1種類とする。

原因<例>	原因食物：イカ、エビ、うずらの卵
基本献立	中華丼（イカ、えび、うずらの卵入り）
除去食	◎イカ、えび、うずらの卵をすべて除去した中華丼

(ウ) 1食の中で対応が複数重なる等、複雑な組み合わせにはしない。

原因<例>	原因食物：魚卵、ごま、卵
組み合わせの工夫	×このような組み合わせを避ける 主菜 ししゃもの磯辺揚げ（魚卵） 副菜 ごまあえ（ごま） 汁物 かきたま汁（卵）

(エ) 原因食物を使用しない調理方法を工夫する。

原因＜例＞	原因食物：小麦粉、卵
調理方法の工夫	◎唐揚げ、かき揚げ、フライの衣等に小麦粉の代わりに米粉やじゃがいもでんぷんを使用する。 ◎かき揚げやフライの衣等に卵を使用しない。

(オ) 原因食物が使用されていることが一目でわかるようにする。

原因＜例＞	原因食物：乳、乳製品
使用されていることが見える工夫	◎ハンバーグにチーズを練りこまず、上に乗せる。 ◎クリームシチューの代替食はコンソメスープとし、色が似ている豆乳シチューにしない。

④給食だより等の表記

- (ア) 献立名はわかりやすいものにし、一般的にその料理に使用されないような食材を入れるときは、使用食材がわかる献立名にする。

原因＜例＞	原因食物：卵
わかりやすい献立表記	×三色そばろ井 ◎三色そばろ井（卵入り）

- (イ) 自校で対応している原因食物は必ず記載する。

(4) 献立内容の確認から調理・配膳・喫食時までの流れ

★ 誤食事故を防ぐために

- ・ 献立の確認、調理、配膳、教室での対応の間で、2重、3重のチェック体制を整え、実施する。
- ・ 特定の職員だけに過度に負担がかかることがないように全校体制で取り組み、リスクの分散を図ること。

①献立の確認 **学校→保護者→学校（→保護者・対象児童生徒）**

- (ア) 下記の方法から、対応レベルに合わせた確認方法をとる。

○詳細な献立表（調理手配表）を渡し、使用食材を確認してもらう。

○専用の確認表を作成し、保護者へ渡して対応指示を返してもらう。

- (イ) 保護者から確認してもらった際は、確認日と確認印（又はサイン）をもらう。

- (ウ) 毎月の対応については、管理職を含む複数の関係者で確認し、誤表記や記入漏れのないようにする。

- (エ) 対応内容について、保護者から児童生徒へ説明してもらうよう伝える。

②原材料（加工食品等）の選定と管理【発注・納品】 **栄養教職員等・調理職員**

- (ア) 栄養教諭・学校栄養職員等は、納入業者から詳細な原材料配合表を取り寄せる。

同じ商品でも原材料が変更される場合があるので、毎回確認するか、変更があれば連絡をもらうよう業者に伝える。

- (イ) 調理員は検収時に栄養教諭・学校栄養職員等が指定した商品かどうか、いつも使用している商品と異なるものではないかを確認するとともに、商品が業者から取り寄せた原材料配合表と同じものかどうか確認する。

③打合せでの確認 調理職員

- (ア) 前日あるいは当日の朝に、調理にかかわる全員で作業工程表等を用いて、手順・作業場所・担当者の確認をする。
- ※作業工程表等は普通食の用紙の中に対応食についても明記し1枚で確認できるようにする。
- (イ) 作業を始める前に、除去する手順、使用する器具や調味料等を複数人で確認する。
- (ウ) 調理代行・日々雇用職員を依頼する場合は、調理作業の留意点や、対応について、書面等で確実に分かるようにしておく。

④対応の把握 全職員

- (ア) 前日あるいは当日の朝に、提供する給食の対応について、原則として職員全員が把握する。
- (イ) 確認内容：献立名、対応の有無、対応がある場合の対応内容（除去代替食、児童生徒名）

★ 全職員が情報を共有できるようにする

- ・ 教務室内の連絡ボード等に、その日のアレルギー対応について記載する。（学年・組・対応内容）
- ・ 担任が出張の場合、自習計画にその日のアレルギー対応について記入する。
- ・ 学校・保護者で確認した対応内容表を教務室に掲示しておく。
- ・ 週予定表に記載する。
- ・ 対応のある児童生徒が給食を食べる教室等に、対応表を掲示する。
- ・ 各過程での確認事項を、実施する箇所に掲示する。

等、全職員が対応内容を把握し、対応できるようにしておく

⑤調理作業 調理職員

- (ア) 作業中は指さしや声かけをしながら確認を行い、調理室内全員で確認できるようにする。
- (イ) アレルギー対応食を調理するときは、普通食から混入の恐れがない場所で行い、作業の区別化をする。
- (ウ) アレルギー対応食用の調理器具（スパテラ・ひしゃく等）は専用で使用するものを決め、他と使いまわしをしない。
- (エ) 作業に携わる調理員は他の作業と区分して行うようにし、「アレルギー対応食を作っている」という意識をもつ。（調理担当者の区別化：違う色のエプロンを着用する等）

⑥保存食・検食 調理職員・検食者・栄養教職員等

- (ア) 原則として対応食の保存食を採取し、検食は必ず用意する。
- (イ) 検食を受け渡す際は、対応の有無、対応内容について口頭で確実に伝える。
- (ウ) 検食者は、対応食に原因食物が含まれていないかを確認しながら検食を行う。
- (エ) 検食者が確実に(ウ)を行えるよう、検食簿に対応内容を記載する等、工夫する。
- 例1：検食簿の献立名は、原因食物とその対応が分かるよう記載する。
（「玉子焼き→卵なしウインナー2本に代替」、「かき玉汁→卵除去」等）
- 例2：検食簿に、保護者と学校で確認した詳細な献立表（使用食材がすべて明記されたもの）を添付し、確認しながら検食を行えるようにする。
- (オ) 調理過程で間違いが発生した場合の対処の流れと方法を決め、適切な処置をとる。

間違いが起きても単独で判断せず、栄養教諭・学校栄養職員等、管理職に報告し指示を受ける。安全第一を考えて、その料理を提供しないという選択も考慮する。

⑦配食 **調理職員**

(ア)複数人で対応内容を確認する。

対応食の調理担当者以外の調理職員や、栄養教諭・学校栄養職員等と一緒に複数で確認する。

(イ)専用食器（対応食と一目で分かる容器）に盛りつける。（ピンク食器、黄色トレー等）

(ウ)アレルギー対応食の表示をする。

- ・一皿ずつラップまたはフタをする。
- ・対応食には必要項目を記載したシールを貼る。

※必要項目…学年、クラス、氏名、原因食物、対応内容等

例：

1年1組 小千谷太郎 卵除去 献立：卵焼き ↓代替 ウインナー（卵なし）	2年2組 新潟 花子 エビ除去 献立：中華丼 ↓ イカ・エビ・うずらの卵除去の中華丼
---	---

※本人の原因食物以外でも対応献立の内容は記載する。

⑧調理室からの受け渡し **調理職員→教職員・対象児童生徒**

(ア)対応食の受け渡しを確実に行う。

チェック表を用いて、基本的には教職員を通して対象児童生徒へ渡るようにする。

(イ)対応食を受け取る際は、声出し確認・指さし確認を行う。

例：教職員（及び対象児童生徒）「〇年〇組□□さんのアレルギー対応食を取りに来ました。」

調理職員

「はい、これが〇年〇組□□さんの卵アレルギーの対応食です。三色そばろ丼卵入りの炒り卵が除去してあります。」

教職員（及び対象児童生徒）「すまし汁とりんごゼリーと牛乳は他の人と同じもので間違いありませんか。」

調理職員

「はい、間違いありません。」

(ウ)対応食の受け取りは、原則として他の児童の配膳前に行う等、誤配がないよう工夫する。

⑨給食準備 **教職員**・**対象児童生徒**・**他の児童生徒**

(ア)喫食場所に対応食を運んで来たら、他に職員がいる場合は職員全員に周知する。

例：「□□さんのアレルギー対応食を持ってきました。今日は、三色そばろ丼卵入りの炒り卵抜きになっています。」

(イ)学級担任等担当職員は、対応食を受け取る際に、チェック表を用いて、対象児童生徒とともに、声出し確認・指さし確認を行う。

- (ウ) 学級担任等担当職員は、対象児童生徒のその日の給食対応について、学級の他の児童生徒にも伝え、確認する。給食当番に対応内容を説明し、誤配がないようにする。
- (エ) 対象児童生徒が食べるまでは、学年・組・氏名・献立名・対応内容等を明記したものの（ラップやフタ）ははずさない。

⑩給食時間 **対象児童生徒** ・ **教職員** ・ **他の児童生徒**

- (ア) 間違いなく対応食が本人に配食されたかを確認してから、挨拶をして喫食する。
- (イ) 対象児童生徒が誤っておかわりをしないよう確認する。
- (ウ) 周囲からのアレルギーの混入がないか、体調不良等がないか、食べている様子を観察する。

⑪給食終了時 **対象児童生徒** ・ **教職員** ・ **他の児童生徒**

- (ア) 後片付けの際に、アレルギーの接触等がないようにする。
- (イ) 健康観察を行い、症状発生時には、緊急対応マニュアルに沿って速やかに適切な処置を行う。

★ 上記の流れをもとに、各学校の実態に即した詳細な受け渡し及び給食時の教室での対応マニュアルや、緊急対応マニュアルを作成しておく。
（誰が、何を、いつ、を具体的に示しておくこと）

(5) その他

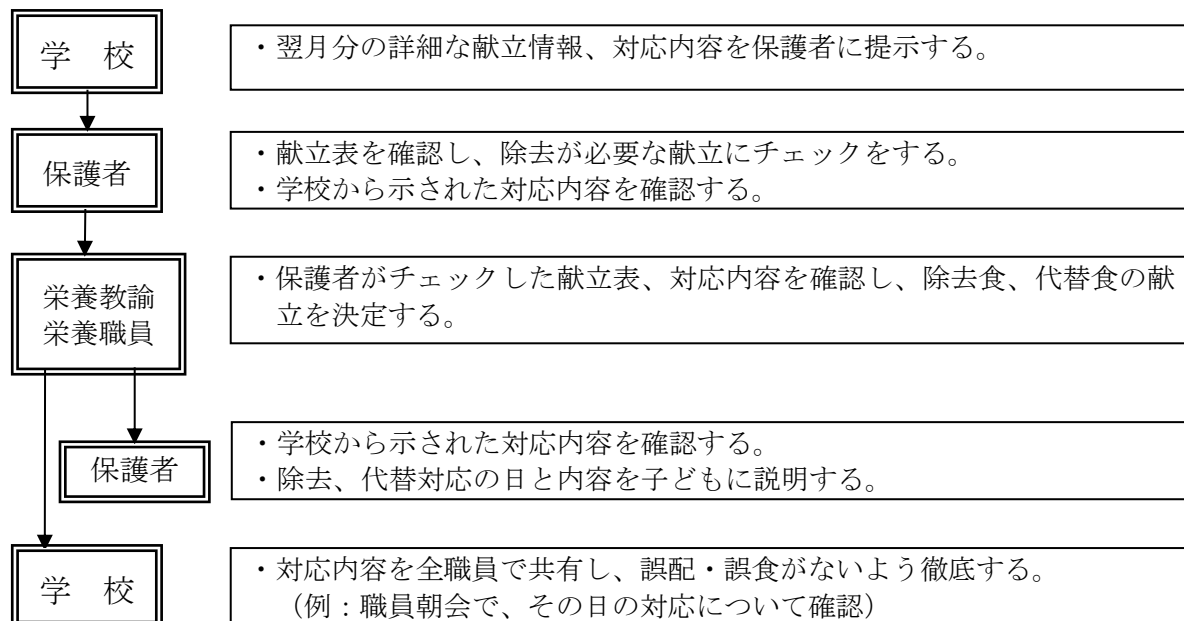
- ・ 学校給食での除去・代替対応は児童生徒のみに行き、職員への対応は行わない。
- ・ 事故には至らず、未然に防げた事例（ヒヤリハット）であっても、校内研修の題材とし、今後の給食指導の改善へつなげるようにする。
- ・ 食物アレルギー以外の疾患（乳糖不耐症等）の対応については、医師の診断書を提出してもらう。
- ・ 疾患以外の理由（宗教等）により対応が必要な児童生徒に対しては、食物アレルギーとは別に考え、対応措置を検討する。

<食物アレルギー以外の疾患（乳糖不耐症等）の牛乳・乳製品の対応について>

- ・ 食物アレルギー以外の疾患（乳糖不耐症等）で牛乳・乳製品の対応が必要な場合は、医師の指示により次のいずれかの対応となる。
 - ① 対応なし
 - ② 飲用牛乳（200mL）のみ除去対応
 - ③ 調理用牛乳・飲用牛乳とも除去対応
- ・ ③は乳・乳製品アレルギーと同様の対応とする。

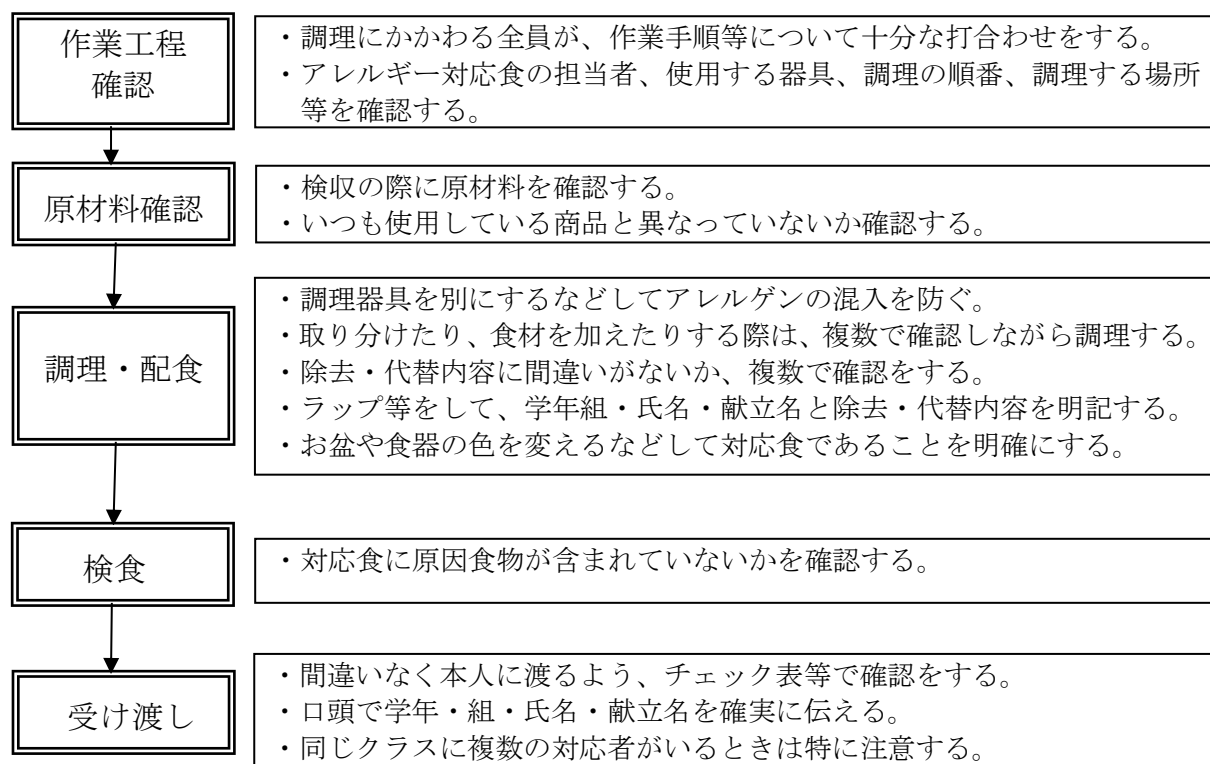
● 献立内容の確認の流れ（例）

○保護者との献立調整



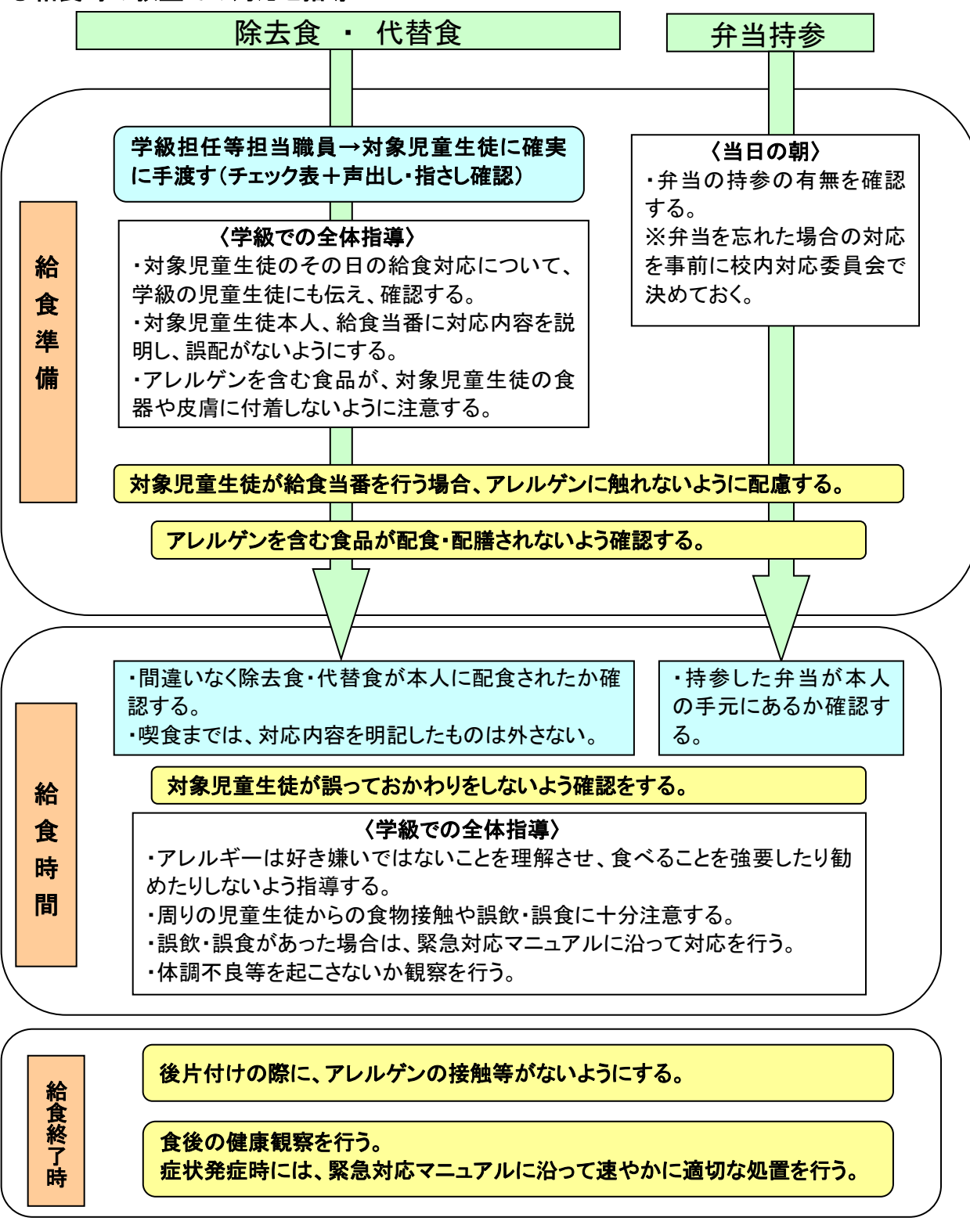
● 調理から対応食受け渡しまでの流れ（例）

○調理から受け渡しの手順



● 教室での給食準備、給食喫食、給食終了時までの流れ（例）

○給食時の教室での対応と指導



名古屋市教育委員会「食物アレルギー対応の手引」より引用一部変更

対応レベル決定の流れ（鶏卵、野菜・果物、魚以外の食品）

アレルギー 有無	食物アレルギー			
	あり(対応検討)			なし
状況	対応食 ＜必要＞		対応食 ＜不要＞	
	コンタミ不可 (弁当対応考慮対象に該当)	コンタミ可	原因食物が給食で 提供しない食材の みである	医師から解除されている(※)が、 本人が体調等により調整するもの
対応内容	完全弁当 (通年)	除去食・代替食を提供 《料理ごとの二者択一》		必要により、手配表のみ配布
		①アレルギー入り メニュー	②アレルギーなし メニュー	主食
対応 レベル	＜レベル2＞	＜レベル3・4＞		＜レベル1＞

※家庭での負荷試験実施中の食品は、医師から解除されているものには含まない。

【対応レベル】

レベル1：詳細な献立表対応
レベル2：弁当対応
レベル3：除去食対応
レベル4：代替食対応

＜小千谷市学校給食での魚アレルギー対応＞

※1について

2種類以上の魚で症状が出る場合は、「パルプアルブミン」のアレルギーである可能性が高い。魚アレルギーの主な原因物質は、「パルプアルブミン」という成分があり、魚アレルギーの約8割がこの「パルプアルブミン」によるアレルギーである。

「パルプアルブミン」は長時間の加熱加工により減少するため、缶詰や練り製品などの加工食品での発症は少なくなる。

↓
このことをふまえ、給食での除去対応を3段階に分けて対応する。

※2について

1種類だけの魚で症状が出る場合は、その魚のみに含まれる成分のアレルギーであると考えられる。このアレルギーは魚アレルギーの約1割であるが、医師の診断に基づく判断が必要となる。この場合は、症状の出る1種類の魚のみ除去となり、他の食べられる魚の提供が可能であり、3段階対応も不要となる。

* ※1の対応を基本とし、※2の対応にあたっては、医師の診断、家庭での摂食状況、給食調理施設状況、作業工程等を考慮し、安全に給食提供することが可能か、校内対応委員会で検討すること。

〈小千谷市学校給食での卵アレルギー対応〉

卵アレルギーの有無	卵アレルギー		
	あり		なし
医師からの指示	加熱卵除去	生卵除去(加熱卵可)	
	学校給食での卵除去が必要か確認 ※		
学校給食対応の要不要	学校給食での卵除去(含:マヨネーズ等)		
	対応必要	対応必要	対応不要
対応	給食での卵完全除去対応		普通給食

※学校給食では、加熱卵だけでなく、少量の生卵を含んだ食品(マヨネーズ等)も使用することを保護者に説明し、主治医から学校給食での卵除去が必要か不要かの指示を受けていただくよう依頼する。

※生卵のみ除去対応の必要がある場合は、「学校生活管理指導表」を一度記入してもらえば、毎年の提出は必要なしとする。

〈小千谷市学校給食での野菜・果物アレルギー対応〉

野菜・果物アレルギーの有無	野菜・果物アレルギー		
	あり		なし
医師からの指示	加熱野菜・加熱果物除去	生野菜・生果物除去	
	学校給食での野菜・果物の提供方法を保護者に説明・確認 ※		
学校給食対応の要不要	対応必要	対応必要	対応不要
対応	給食での野菜・果物完全除去対応	生野菜・生果物のみ完全除去対応 (加熱野菜・加熱果物は提供)	普通給食

※ 学校給食では、野菜・果物は原則として加熱して提供するが、生で提供する場合があることを、学校生活管理指導表や保護者確認依頼票をもとに保護者に説明・確認する。

【生で提供する場合の例】

＜野菜＞ミニトマト

＜果物＞カットしたリンゴ・なし、ぶどう、柑橘類

第2章 緊急時の対応

1 緊急時の備え

食物アレルギーの発症はいつ、どのような状況で発生するかわからないため、だれがいつ発見者になっても迅速で適切な対応がとれるようにする。特に初期対応が肝心である。

- ①保護者から提供された情報（アレルギー症状の内容、程度、対応等）を全職員が共有する。
- ②発症時の対応マニュアルを作成し、周知する。
- ③アレルギー症状は急変しうることを理解し、日頃から緊急時の対応への準備をしておく。また、定期的に訓練を実施する。
- ④新規発症の原因となりやすい食物（ピーナッツ、種実、木の実類、キウイフルーツ等）を給食で提供する際には、アレルギー症状を発症する児童生徒がいるかもしれないとの予測のもと、危機意識の共有と発症に備えた十分な体制を整備しておく。
- ⑤アレルギー症状は、「急速に出現し進行する。時に命を脅かす。」ことを踏まえ、救急車の要請をためらわない。
- ⑥緊急時の救急車の要請、迅速な対応のための「小千谷市子ども安心カード」の用い、消防機関や医療機関等と連携を図る。

(1) 教職員の役割分担

食物アレルギー発症時に、迅速で適切な対応をとるためには教職員の役割分担を想定しておく。

- ・症状が強い場合は、3人以上の教職員で対応する。（P21 緊急時の対応手順参照）
- ・現場では、対応の指示をするリーダーの存在が重要となる。まずは、第一発見者がリーダー役となる。
- ・現場に管理職や養護教諭等が到着し、複数で対応ができる状況になったら、順次リーダーを交代する。
- ・管理職や養護教諭が不在の場合のことも想定しておく。
- ・救急車要請やエピペン®使用の決断は、リーダーだけに委ねることなく、必要と判断した教職員の判断を尊重して積極的に実施する。

<役割分担（例）>

役割	教職員	主な役割内容
リーダー	1 管理職（校長、教頭） 2 教務主任、学年主任等 3 管理職や他の職員が到着するまでは第一発見者	・職員への対応指示 ・対応についての指示・判断（救急車要請など） ・保護者への状況説明 ・教育委員会への報告
観察・処置	1 第一発見者、担任 2 養護教諭	・症状の観察、緊急性の判断 ・処置 ・投薬（アドレナリン自己注射薬を含む） ・主治医や緊急医療機関への連絡
連絡役	1 教頭 2 その他の教職員 3 担任	・管理職、養護教諭、その他教職員を集める ・救急車の要請 ・救急車の誘導 ・保護者への連絡 ・主治医や緊急医療機関への連絡 ・小千谷市子ども安心カードの用意 ・他の児童への対応
準備役	1 その他の教職員	・緊急時のマニュアルを準備 ・緊急時薬・アドレナリン自己注射薬を準備 ・AEDの準備 ・観察役の補助 ・その他必要な物品の準備
記録役	1 その他の職員	・経過の記録（専用記録用紙を用意する）
情報収集	1 栄養教諭・栄養職員	・給食の献立表用意 ・成分表用意 ・アレルギーの情報収集

(2) 急時対応の流れ

①初期症状に気付く

- (ア) アレルギー症状の対応で重要なのは、症状の早期発見である。
- (イ) 症状の始まりは、漠然とした「のどが変な感じ」「気持ち悪い」「息苦しい」という表現や皮膚のかゆみ、顔の赤み、咳、鼻水であることが多い。
- (ウ) 呼吸器症状が皮膚症状よりも先に出現した時は、強い症状に進展するが多い。
- (エ) 食後の運動時や教科学習中に発症することもあるので、児童生徒が何らかの違和感を訴えてきた場合は、「食物アレルギー」を疑い対応をする。

②症状を見極める

食物を摂取した直後から2時間程度で具合が悪くなった場合は、食物アレルギーの発症を疑う。

- (ア) 軽症なのか重症なのかを判断する。（緊急性が高い症状があるかどうか判断する）
- (イ) 症状に合わせた対応をする。（次頁表参照）

<症状別対応表>

程 度	症 状	対 応
軽 症	・皮膚症状のみ 局所の皮膚のかゆみ、じんま疹、発赤 ・元気がある状態	・発作時緊急薬が処方されている場合は内服する。 ・摂取（接触）後、30分経過しても<u>症状が改善しない場合は、救急車で医療機関へ搬送する。</u>
中等症	・重い皮膚症状 かゆみ、じんま疹、発赤等が全身に広がっている 皮膚症状以外に呼吸器症状、消化器症状等を伴う ・なんとか座って会話ができる状態	・本人が楽な姿勢をとらせる。 ・発作時緊急薬が処方されている場合は内服する。 ・エピペン®が処方されている場合は、使用タイミングを確認し、必要に応じて使用する。 ・救急車で医療機関へ搬送する。
重 症	・アナフィラキシー症状が見られ、全身状態が悪い、顔色不良 ・座っていられない、ぐったりしている状態	・吐物がのどにつまらないように注意する。 ・ショック体位（頭を低く・足を高くして寝かせる。） ・エピペン®が処方されている場合は、<u>直ちに使用する。</u> ・<u>直ちに救急車で医療機関へ搬送する。</u>

一般向けエピペン®の適応（日本小児アレルギー学会）

エピペン®が処方されている患者でアナフィラキシーショックを疑う場合、下記の症状が一つでもあれば使用すべきである。

消化器の症状	・繰り返し吐き続ける ・持続する強い（がまんできない）おなかの痛み
呼吸器の症状	・のどや胸が締め付けられる ・声がかすれる ・犬が吠えるような咳 ・持続する強い咳き込み ・ゼーゼーする呼吸 ・息がしにくい
全身の症状	・唇や爪が青白い ・脈を触れにくい／不規則 ・意識がもうろうとしている ・ぐったりしている ・尿や便をもらす

- ★留意事項
- ・個々の児童生徒で対応がやや異なる。
 - ・対応マニュアル（個別対応マニュアル）に従って対応する。

緊急時の対応手順

- 第一発見者(対応者)は患者から目を離さない。患者をひとりにしないこと。
- 第一発見者は近くの教職員を集める。複数の職員で対応すること。
- 誤食の事実や原因物質が確認できなくても、症状に基づいて対応すること。
- 緊急性が高い症状の場合は、無理に動かさずその場で安静にして対応すること。
- 症状は、急変する可能性がある。症状チェックシート等を活用して、5分ごとに注意深く観察する。
- 必ず時系列で記録をとること。

初期対応

携帯している場合は使用する ⇒ □緊急内服薬の内服 □点眼(目に入った場合)
エピペンが処方されている場合⇒ □エピペン®の用意する

・アレルギーを含む食品を口に入れた。

食品を口から出させ、口をすすがせる。

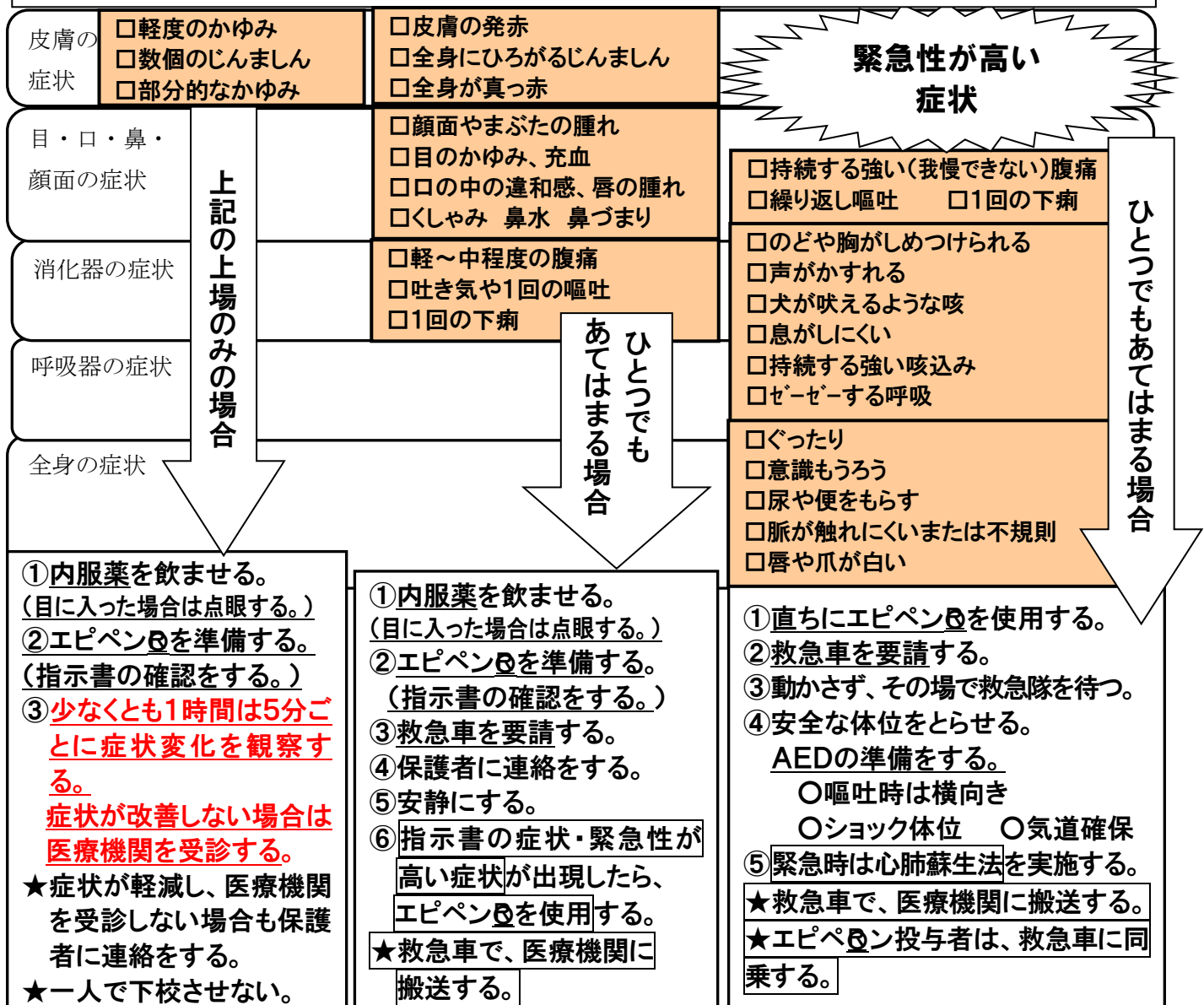
皮膚についた。触った。

せっけんで洗い流す。
触った手で目をこすらせない。

目に入った。

洗眼する。

初期対応と同時に、症状を観察し、迅速に対応する



救急車要請（119番通報）手順

◆あわてず、ゆっくり、正確に情報を伝える



火事ですか？
救急ですか？

「救急です」
「食物アレルギーによるアナフィラキシー患者の
搬送依頼です」



住所はどこですか？

小千谷市〇〇町△△△番地
〇〇〇学校です。

だれが(学年性別氏名)、いつ、どこで、どうして、どのような状態なのか説明する



どうしましたか？

例：〇年生の男子〇〇〇〇が、
昼休みに体育館で縄跳びをして遊んでいたところ、
全身にじんま疹がでています。かゆみがあります。息苦しさもあります。
症状が出たのは、給食を食べ終えてから40分後です。
症状が出てから20分が経っています。
エピペンを処方されていますが、まだ使用していません。



通報者の氏名と連絡先を伝える。
救急車到着までの応急手当の方法等を確認する。

【救急車要請後の動き】

- ・発症した児童生徒の状態の確認や応急手当の指示をするため、救急隊員から学校に、再度連絡が入る場合がある。その際、児童生徒の状態を把握している職員が救急隊員からの電話に対応できるよう、校内の連絡体制を確保しておくこと。

【救急車が着いたら】

- ・状態の説明、どのような応急手当をしたかを救急隊員に説明する。
- ・持参するものをまとめ、事情がわかる職員が同乗する。

【持参するもの】

- ・該当児童生徒の既往歴等がわかるもの(保健調査票・小千谷市子ども安心カード等)
 - ・調理室手配表
 - ・食品の原料配合表(ある場合)
- ・エピペン®使用した場合は、使用後のエピペン®

※留意事項

- ・症状発生後の経過の記録を必ずとり、救急隊員、医療機関に情報を提供すること。
- ・アレルギー症状は急変しうるため、自家用車等を使った保護者や教職員による1人での医療機関等への移送は絶対にしないこと。

■アナフィラキシー対応の落とし穴■

- ・これまで出た症状は軽いと聞いている。今回も軽く終わるはずだ。
- ・軽い症状なので、すぐに落ち着いてくるだろう。
- ・症状には、抗ヒスタミン剤やステロイドの内服薬が効くはずだ。

2 エピペン®の処方を受けている児童生徒がいる場合の対応

(1) 保管場所及び確認事項

- (ア) 本人が携帯・管理することが基本であるが、保護者と学校とが十分に協議し、緊急時に適切に使用できるよう保管場所等を決定し、全教職員に周知を図る。
- (イ) 処方を受けている児童生徒の情報等を保護者から聞き取り、全教職員で共有する。
- (ウ) 主治医からの指示書を確認しておく。
- (エ) 有効期限の確認、破損の有無等の確認等について保護者との連携を密にすること。
- (オ) 個別対応マニュアルを作成し、全教職員で共有する。
- (カ) 学校医に情報を提供し、指導・助言を得る。
- (キ) 教職員は、エピペン®の打ち方を主治医や学校医のもとで研修をしておくこと。場合によっては、保護者とともに主治医からの指示を学校職員の代表（管理職、養護教諭、担任等）が聞き取る。
- (ク) 保護者の同意を得ておき、救急車要請が必要になった場合は、救急隊員及び搬送先の救急病院に情報を提供する。

(2) エピペン®を持参する児童生徒の報告

速やか教育・保育課学校教育係に報告をする。（様式7）

3 研修の実施

食物アレルギーのある児童生徒への対応を理解し、推進するにあたっては、食物アレルギーに関して正しい知識をもつことが前提であり重要である。

(1) 校内研修の実施

- (ア) 食物アレルギーに関する基本的理解
- (イ) 食物アレルギーをもつ児童生徒対応等の共通理解
- (ウ) 緊急時の対応についてシミュレーションを取り入れた訓練
- (エ) エピペン®の使用方法の実習（次頁 エピペン®の使用法①②参照）

(2) 食物アレルギーに関する研修会への積極的な参加

エピペン®の使用法①

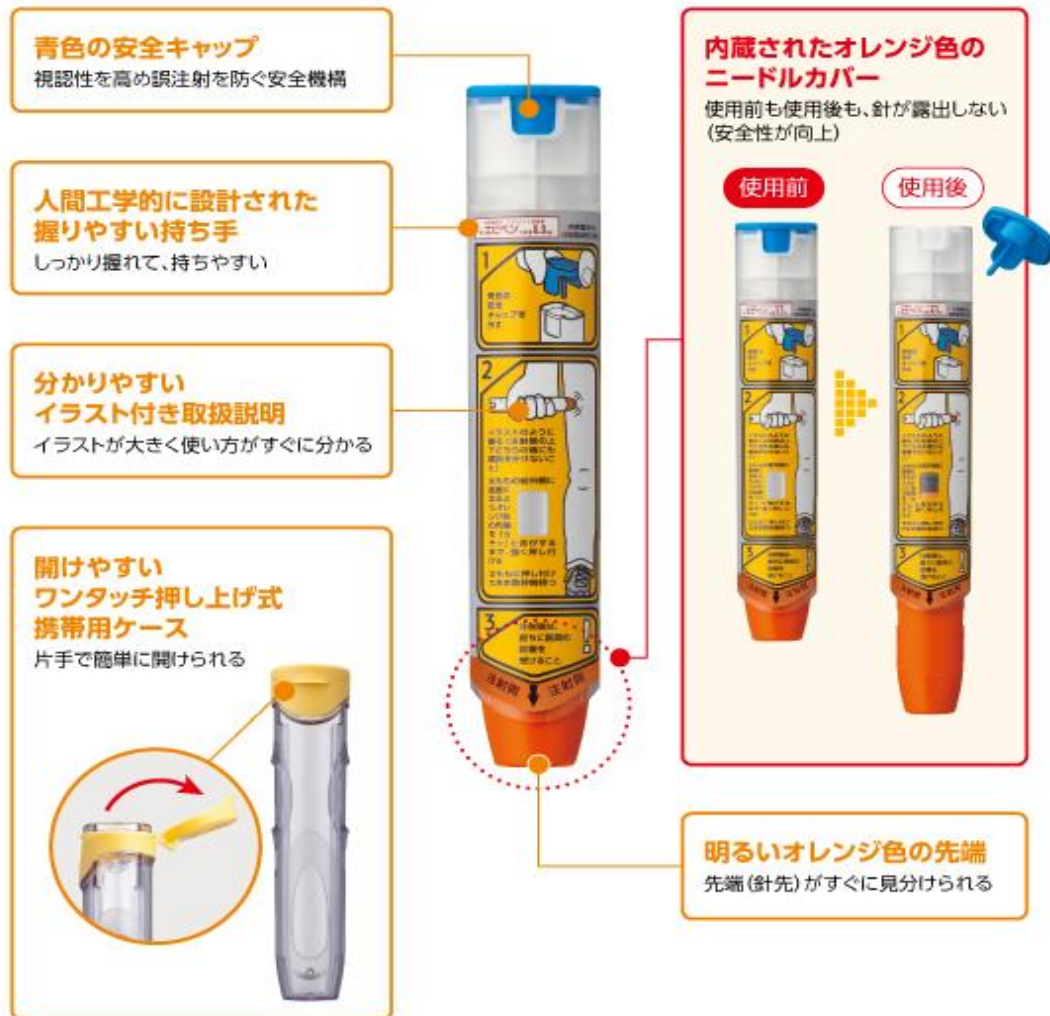
<参考資料>

○エピペン®とは

ハチ毒、食物および薬物等によるアナフィラキシーの症状を緩和するために自己注射する補助治療剤である。

アナフィラキシー発現時の治療に用いられるアドレナリン（エピネフリン）の薬液と注射針が内蔵されている。

● エピペンの特長



【種類】 ① 0.15mg・・・体重 15～30kg ② 0.3mg・・・体重 30kg以上

【価格】 平成23年に保険適用となった。それまでは、1本12,000円～15,000円で高価だった。
保険適用となったことから、自宅用、学校用の2本処方されることも増えてきた。

【処方の仕方】 登録医によって個人処方

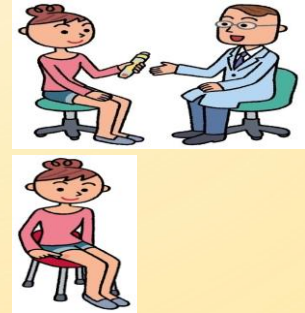
【使用期限】 1.5年程度

【注意事項】 保存は常温（冷蔵庫で保管しないこと）

使用は1回限り、使用後は医療廃棄物として処分する

エピペン使用後は必ず受診を！

- ◆ 本剤注射後は、直ちに医師による診療を受けてください。
- 医師にエピペンを使用したことを伝えてください。
- 医師に太ももの注射部位を示し、エピペン使用前の症状および使用後の経過を説明してください。
- 使用後は、携帯ケースに入れたエピペン注射器と青色の安全キャップを医師に渡してください。



エピペン®注射液の使い方

Step1 準備

携帯用ケースのカバーキャップを指で押し開け、注射器を取り出す。オレンジ色のニードルカバーを下に向けて、注射器の真ん中を片手でしっかりと握り、もう片方の手で青色の安全キャップを外す。



Step2 注射

注射器を太ももの前外側に垂直になるようにし、オレンジ色のニードルカバーの先端を「カチッ」と音がするまで強く押し付ける。太ももに押し付けたまま数秒間待つ。注射器を太ももから抜き取る。



Step3 確認

注射後、オレンジ色のニードルカバーが伸びているかどうか確認する。ニードルカバーが伸びていれば注射は完了。(針はニードルカバー内にある)



緊急の場合には
衣服の上からでも
注射可能

Step4 片づけ

使用済みの注射器は、ニードルカバー側から携帯用ケースに戻す。



エピペン注射後は直ちに医師による診療を受けてください

＜文書保存期間＞

様式No.	文書名	保存 期間	備考
1	学校教育活動における食物アレルギーに関する調査票	1 年	小学校卒業後、中学校に送付する。
2	学校教育活動における食物アレルギー対応依頼書	1 年	
3	学校生活管理指導表 (アレルギー疾患用)	常用	転校・進学の際は、一番新しい管理指導票を転校・進学先に送付する。
4	食物アレルギー 食品チェック表	1 年	
5	保護者との面談結果	1 年	
6	食物アレルギー 対応決定通知書	1 年	
7	食物アレルギー保有者一覧表	1 年	
8	食物アレルギー対応食のお知らせ (学校提出用)	1 年	
9	食物アレルギー対応食のお知らせ (保護者控え用)	—	
10	食物アレルギー対応解除申請書	1 年	

小千谷市学校教育活動における食物アレルギー対応マニュアル

平成 25 年 12 月 作成

平成 26 年 10 月 改訂

平成 27 年 12 月 改訂

平成 29 年 12 月 改訂

平成 31 年 4 月 改訂

令和 2 年 2 月 改訂

令和 5 年 8 月 改訂

小 千 谷 市 教 育 委 員 会



学校教育活動における 食物アレルギーに関する調査票

【様式1】
年入学児
年入学生

ふりがな 氏名	
------------	--

校名	小学校						中学校		
学年	1	2	3	4	5	6	1	2	3
組									
番									

※ お願い
下記の「記入上の注意」をよく読んでからご記入ください。

記入上の注意

この調査票は、食物アレルギー対応のための大切な資料となるものです。
注意事項をよく読み、正確にご記入ください。

- 1 質問1から順によく読んでご記入ください。回答によって次の質問に進んでもらう項目がありますので、ご注意ください。
- 2 あくまで、現時点での状況を記入してください。幼少期に症状があり過去に食物アレルギーと診断されたとしても、それ以降何年もアレルゲンを含む食品を食べていない場合は、きちんとした診断がされていないものとみなします。
質問1で「はい」とする場合は、必ず6か月以内に専門医を受診し、調査票を提出してください。
- 3 この調査票はお子さんの中学校卒業まで9年間使用しますので、破損・紛失などのないよう、ご注意ください。
- 4 この調査票はアレルギー対応以外の目的には使用しません。プライバシー保護には十分注意しますので、ご安心ください。

【様式2】

学校教育活動における食物アレルギー対応依頼書（ 新規 ・ 継続 ）

※いずれかを○で囲む

年 月 日

小千谷市立 _____ 学校長様

保護者氏名 _____

別紙【様式3】学校生活管理指導票（アレルギー疾患用）を添えて依頼します。

学年・組	児童生徒氏名	生年月日		年齢
		年	月	日生 才
緊急連絡先	①	①電話番号		
	②	②電話番号		
受診先		担当医師		
受診間隔	か月に 回程度	最近の通院	年 月ころ	
初めて発症した時期	才ころ			
原因食品				
発症時の症状				
発症時の対応	内服薬（ ） エピペン（ ） その他処方薬（ ）			

【注意】原因食品によっては対応できない場合もありますのでご了承ください。

（以下の欄は記入しないでください）

校長	教頭	給食主任及び学級担任	養護教諭

給食センター長	栄養士

【裏】学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)

名前 _____ (男・女) _____ 年 _____ 月 _____ 日生 _____ 年 _____ 組 提出日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

アトピー性皮膚炎 (あり・なし)	病型・治療			学校生活上の留意点	記載日
	A 重症度のめやす (厚生労働科学研究班) 1. 軽症: 面積に関わらず、軽度の皮疹のみ見られる。 2. 中等症: 強い炎症を伴う皮疹が体表面積の10%未満に見られる。 3. 重症: 強い炎症を伴う皮疹が体表面積の10%以上、30%未満に見られる。 4. 最重症: 強い炎症を伴う皮疹が体表面積の30%以上に見られる。 * 軽度の皮疹: 軽度の紅斑、乾燥、落屑主体の病変 * 強い炎症を伴う皮疹: 紅斑、丘疹、びらん、浸潤、苔癬化などを伴う病変			A プール指導及び長時間の紫外線下での活動 1. 管理不要 2. 管理必要	年 月 日
	B-1 常用する外用薬 1. ステロイド軟膏 2. タクロリムス軟膏 (「プロトピック®」) 3. 保湿剤 4. その他 ()			B 動物との接触 1. 管理不要 2. 管理必要	医師 ⑩
	B-2 常用する内服薬 1. 抗ヒスタミン薬 2. その他 []			C 発汗後 1. 管理不要 2. 管理必要	医療機関名
			B-3 常用する注射薬 1. 生物学的製剤	D その他の配慮・管理事項(自由記述)	
アレルギー性結膜炎 (あり・なし)	病型・治療			学校生活上の留意点	記載日
	A 病型 1. 通年性アレルギー性結膜炎 2. 季節性アレルギー性結膜炎 (花粉症) 3. 春季カタル 4. アトピー性角結膜炎 5. その他 ()			A プール指導 1. 管理不要 2. 管理必要	年 月 日
	B 治療 1. 抗アレルギー点眼薬 2. ステロイド点眼薬 3. 免疫抑制点眼薬 4. その他 ()			B 屋外活動 1. 管理不要 2. 管理必要	医師 ⑩
				C その他の配慮・管理事項 (自由記載)	医療機関名
アレルギー性鼻炎 (あり・なし)	病型・治療			学校生活上の留意点	記載日
	A 病型 1. 通年性アレルギー性鼻炎 2. 季節性アレルギー性鼻炎 (花粉症) 主な症状の時期: 春、夏、秋、冬			A 屋外活動 1. 管理不要 2. 管理必要	年 月 日
	B 治療 1. 抗ヒスタミン薬・抗アレルギー薬 (内服) 2. 鼻噴霧用ステロイド薬 3. 舌下免疫療法 (ダニ・スギ) 4. その他 ()			B その他の配慮・管理事項 (自由記載)	医師 ⑩
					医療機関名

学校における日常の取組及び緊急時の対応に活用するため、本票に記載された内容を学校の全教職員及び関係機関等で共有することに同意します。

保護者氏名 _____

【様式4】

食物アレルギー 食品チェック表

記入日 年 月 日
年 組 氏名

★記入方法

1. 「主治医への確認事項」について
記載された内容について、主治医に確認をお願いします。確認していただいた内容は、学校生活管理指導表の「E その他の配慮・管理事項（自由記載）」欄に記入していただくよう、主治医へ依頼してください。
2. 「食物アレルギー 食品チェック表」について
お子さんのアレルゲンの項目のみ、記入してください。
保護者回答欄には、食べて症状が出る食物の欄に○を付けてください。
回答欄に○を付けた際は、症状が出る食品を食品例から選び、○で囲んでください。
食品例以外にある場合は備考欄に食品名をご記入ください。

1. 主治医への確認事項

【確認内容】学校生活上での注意点や配慮が必要と思われる事柄を記入しました。 保護者から主治医に確認をしてください。	
(1)微量摂取について	①加工食品の原材料の欄外表記（注意喚起表示）がある場合や、微量混入（コンタミネーション）の可能性がある場合、除去が必要ですか？ ②揚げ油の共有はしてよいですか？
(2)その他確認事項	（各学校で必要に応じて確認事項を具体的に記入する）

※確認した内容は、学校生活管理指導表の「Fその他の配慮・管理事項（自由記載）」欄に記入していただくよう、主治医へ依頼してください。

2. 食物アレルギー 食品チェック表

	食物	保護者回答欄	食品例 ※症状が出る食品に○を付ける	備考
卵	生卵 加熱の不十分な卵が含まれる食品		生卵 ・ 温泉卵 ・ 半熟目玉焼き ・ マヨネーズ	
	加熱した卵料理 ・ 食品		ゆで卵 ・ 卵焼き ・ カステラ ・ 卵プリン 天ぷらやフライの衣	
	卵を微量に含む食品 ※		ちくわなどのねり製品 ・ ハム ・ ウインナー ベーコン ・ 卵由来の乳化剤 ミックス粉（ホットケーキ用、天ぷら用など）	
牛乳	飲用牛乳		牛乳	
	牛乳を使用した食材		チーズ ・ ヨーグルト ・ バター ・ 生クリーム 脱脂粉乳	
	牛乳を使用した料理 ・ 食品		パン ・ シチュー ・ プリン ・ ケーキ チョコレート ・ アイスcream	
	牛乳を微量に含む食品 ※		マーガリン ・ ショートニング ハム ・ ソーセージ ・ 乳糖	
小麦	小麦製品		パン ・ めん ・ 麩	
	小麦を使用した食品		カステラ ・ クッキー ・ 天ぷらやフライの衣	
	小麦を微量に含む食品 ※		加工肉（ハムなど） ・ ちくわなどのねり製品 ・ カレーやシチューのルー	
	調味料 ※		みそ ・ しょうゆ ・ 酢	

	食物	保護者 回答欄	食品例 ※症状が出る食品に○を付ける	備考
肉	肉		牛肉 ・ 豚肉 ・ 鶏肉	
	肉を原料とした食品 ※		ガラスープ ・ コンソメ ・ ルウ ・ ゼラチン	
木の実 種実	木の実 ・ ナッツ類		クルミ ・ 栗 ・アーモンド ・ カシューナッツ	
	ごま		ごま ・ すりごま ・ ねりごま	
	ごまを主原料とした油 ・ 加工品 ※		ごま油	
魚	●魚については医師の診断のもと ・ 下記のような分類に分けて対応します。			
	A	魚料理（小魚含む）	サケ ・ マス ・ サワラ ・ タラ ・ ホキ ・ ホッケ マグロ ・ カジキ ・ キンメダイ ・ カレイ ・ 赤魚	
			イワシ ・ アジ ・ サンマ ・ サバ ・ カツオ ブリ ・ ニシン	
			しらす ・ ちりめんじゃこ ・ 片口いわし わかさぎ ・ ししゃも ・ ハタハタ	
	B	缶詰 ・ レトルト食品	ツナ缶 ・ サバ缶 ・ 鮭フレーク	
	C	ねり製品	ちくわ ・ かまぼこ ・ さつまあげ ・ なると はんぺん ・ 魚肉ソーセージ	
	※	魚介類を使用したダシ ・ 食品	かつお節 ・ いりこダシ ・ オイスターソース 魚醤	
	甲殻類		えび ・ かに ・ 沖あみ	
	軟体類		いか ・ たこ	
	貝類		あさり ・ しじみ ・ ほたて ・ 貝柱	
魚卵	丸ごと食べる魚		ししゃも ・ わかさぎ	
	魚卵		たらこ ・ いくら	
豆類	大豆		大豆 ・ 枝豆 ・ 大豆もやし	
	大豆製品		豆乳 ・ 豆腐 ・ 厚揚げ ・ 油揚げ ・ 納豆 がんもどき ・ 高野豆腐 ・ おから ・ きなこ	
	豆類		ピーナッツ（落花生） ・ あずき ・ 緑豆もやし インゲン豆 ・ グリーンピース	
	豆類を主原料とした油 ・ 加工品 ※		大豆油 ・ 油漬缶詰 ・ 大豆由来の乳化剤	
	調味料 ※		みそ ・ しょうゆ	
果物	生の果物		パイナップル ・ マンゴー ・ キウイ ・ メロン ・ すいか りんご ・ もも ・ バナナ ・ グレープフルーツ みかん	
	加熱した果物 ・ 加工品		缶詰 ・ ジャム ・ ジュース カレールウ ・ チャツネ	
その他				

「※」印・・・学校給食では対応が難しい食品です。面談時にご家庭での状況をお聞かせください。

【様式5】



保護者との面談結果

〇〇学校

面談年月日	年 月 日 (記入者:)		
学年・組・番号	年 組	性 別	生年月日
ふりがな 児童生徒名		男・女	年 月 日生
出席者	・保護者【 母親 ・ 父親 ・ その他 () 】 ・校長 ・ 教頭 ・ 学級担任() ・ 給食担任() ・ 養護教諭 ・ 栄養教諭		

<面談内容>

原因食品		症状が現れた 時期	受診の 有無	特記事項より番号を記入		希望する対応
				摂取時の症状	診断根拠	
1			有・無			
2			有・無			
3			有・無			
4			有・無			
5			有・無			
摂取時の 症状	※	特記事項		※	特記事項	
	①	発赤、じんましんなどの即時型皮膚症状		診断 根拠	①	明らかな症状の既往
	②	湿疹など、遅発型皮膚症状			②	食物経口負荷試験陽性
	③	口腔・粘膜症状			③	I g E抗体など検査試験結果が陽性
	④	咳、ぜん鳴など呼吸器症状			④	未摂取
	⑤	腹痛、嘔吐など消化器症状			【特記事項（その他）】	
	⑥	アナフィラキシーショック症状				
	⑦	その他 ()				
発作時の 対応	対応手順					
	処方薬	内服薬	薬名 () 管理方法 ()			
		吸入薬	薬名 () 管理方法 ()			
		外用薬	薬名 () 管理方法 ()			
		エピペン	薬名 () 管理方法 ()			

食事と運動の関係		(有 ・ 無)	
有の時の留意点			
	確認項目		特記事項
学校生活上の留意点	☐	学校給食（給食当番、座席等）	
	☐	食品を扱う授業・活動	
	☐	運動（体育・部活動等）	
	☐	校外活動	
	☐	遠足・職場体験等 （宿泊を含む）	
	☐	その他の配慮・管理事項	
学校給食の対応	確認項目		特記事項
	☐	対応食のお知らせ	
	☐	他児童・生徒への周知	
	☐	対応食受け渡し	
	☐	対応食材について	
	☐	配膳について	
	☐	その他（弁当保管方法など）	
	☐	職員、医療機関、学童等、関係機関との情報共有の許可	
保護者の要望等			

【様式6】

令和 月 日

保護者 様

年 組

さん

学校長

年度 食物アレルギー 対応決定通知書 (提出用)

日ごろ、学校給食業務にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

先日の面談後に校内でのアレルギー対応について、食物アレルギー対応委員会で検討した結果、下記のとおり対応を行いますので、ご確認ください。

2枚のうち、この用紙は確認印を押し、学校へ提出してください。

もう1枚は、確認用としてご家庭で保管してください。

記

学年	氏 名	原因食品	給食での対応
年			

◆対応食の提供方法について

対応食のお知らせ	
他生徒への周知	
対応食受け渡し	
対応食材について	
配膳について	

◆給食当番と処方薬について

給食当番について	
薬について	

◆その他

--

上記内容を確認しました。

この対応内容と対応食提供の方法で間違いありません。

年 月 日 保護者氏名

印

【様式6】
保護者 様
年 組

令和 月 日

さん

学校長

年度 食物アレルギー 対応決定通知書 (保護者控え)

日ごろ、学校給食業務にご理解とご協力をいただき感謝いたします。

先日の面談後に校内でのアレルギー対応について、食物アレルギー対応委員会で検討した結果、下記のとおり対応を行いますので、ご確認ください。

2枚のうち、この用紙は確認用としてご家庭で保管してください。

記

学年	氏 名	原因食品	給食での対応
年			

◆対応食の提供方法について

対応食のお知らせ	
他生徒への周知	
対応食受け渡し	
対応食材について	
配膳について	

◆給食当番と処方薬について

給食当番について	
薬について	

◆その他

--

※ 質問、不明な点、訂正したい箇所などがございましたら、

0(電話:)にご連絡ください。

※ 年度途中で症状が改善又は悪化した場合はご連絡ください。

場合により、給食での対応方法について検討したいと思います。

【様式8】

月食物アレルギー対応食のお知らせ [学校提出用]

学年 組 名前	
対応内容	

給食当番の 配慮	座席の 配慮	エビベン

日	曜	献立名	アレルギー食品	変更献立	備考	確認欄			
						調理担当	栄養士 (又は正規調理員)	配膳担当	学級担任
			→						
			→						
			→						
			→						
			→						
			→						
			→						
			→						
			→						
			→						
			→						
			→						
			→						
			→						
			→						

※今月は上記の献立について、除去食・代替食を提供いたします。

※代替・除去食の必要がない場合や、自宅から持参したい場合等ご意見、ご要望がありましたら下の記述欄にお書きください。

※表中の確認印欄は学校や給食センター等で使用する欄です。

ご確認・ご了承いただきましたら下記に保護者名の記載をし、押印してお返しく下さい。

月 日までにお返しく下さいますようお願いいたします。

--

令和 年 月 日 保護者氏名

(給食センター)→学校 → 保護者 → 学校→(給食センター)

センター長	校長	教頭	学級担任	養護教諭	給食主任	調理員	栄養士

食物アレルギー対応解除申請書

年 月 日

(学校名)

(年組)

(児童生徒氏名)

(対応を解除する食品名)

本児童生徒は学校生活管理指導表により対応していた上記食品について、医師の指導の元、これまでに複数回摂取して症状が誘発されていませんので、学校教育活動における食物アレルギー対応の解除をお願いします。また、対応解除後に発症した場合は、新規発症と同様の流れ（診断結果が出るまでの間は面談により弁当対応となる場合がある）に沿って再度学校が対応内容を検討、決定することを了承します。

(診断を受けた医療機関名)

(保護者氏名)

〈備考〉

(以下の欄は記入しないでください)

校長	教頭	給食主任及び学級担任	養護教諭

給食センター長	栄養士

学校【原本】

→

教育委員会【写し】

【文書 1】

令和 年 月 日

保護者様

小千谷市立 学校
校長

学校教育活動における食物アレルギーに関する調査について（お願い）

保護者の皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、進学進級にあたり、食物アレルギーのあるお子さんの実態を把握するために上記調査を実施いたします。

つきましては、別紙「学校教育活動における食物アレルギーに関する調査票」をご提出くださいますよう、お願いいたします。

提出期限： 令和 年 月 日 （ ）

提出先：

- ・食物アレルギーの有無に関わらず全員提出ください。
- ・学校教育活動においては、学校給食だけでなく、食品を扱う授業や校外学習、宿泊学習等、様々な場面で配慮が必要となります。学校給食での提供の有無にかかわらず、全ての食物アレルギーについて、記入してください。
- ・食物アレルギー以外（疾病等）の理由での対応を希望される方は、「備考：その他、要望等」欄に理由を詳しくご記入のうえ、直接学校にご相談ください。
- ・今回の調査で、学校での対応が必要と思われる場合は、後日連絡をいたします。
- ・6年生については、提出していただいた後、小学校より進学先に送付させていただきます。なお、学校での対応が必要と思われる場合には、後日、進学先より連絡をいたします。

【連絡先】

小千谷市立 学校
Tel :
担当

【文書2】

令和 年 月 日

保護者様

小千谷市立 学校
校長

学校教育活動における食物アレルギーの対応について（お知らせ）

保護者の皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、先日提出いただいた「学校教育活動における食物アレルギー調査票」をもとに、対応を検討いたします。

そこで、お子さまの食物アレルギーの状況を事前に把握するために、現時点の医師の診断やご家庭での状況を確認し、学校生活を安心して過ごせるよう対応を決定したいと考えております。

つきましては、添付した書類にご記入いただき、提出をお願いいたします。

提出期限： 令和 年 月 日 （ ）

提出先： 学 級 担 任

1 提出書類

【様式2】「学校教育活動における食物アレルギー対応依頼書」（保護者記入）

【様式3】「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」（医療機関記入）

※アレルギー検査結果がある場合はコピーもあわせて提出ください。

2 今後の日程

（1）学校教育活動における食物アレルギー対応については、学校職員・栄養教諭等と面談を行います。

面談の結果、原因食品によっては対応出来ない場合もありますので、あらかじめご了承ください。（面談の日時等については、別途、お知らせします。）

（2）面談後「食物アレルギー対応決定通知書」をお届けします。

（3）学校給食での対応が必要な場合、毎月、詳細な献立内容を記載した書類を学校からお届けし、保護者や本人の確認を経て、アレルギー対応食の提供が行われます。

3 その他

食物アレルギーと診断されても、成長とともに消化能力や免疫機能に改善がみられる場合もあることから、食物アレルギーの対応については、その年度内に限って有効とします。そのため、毎年更新が必要となることをご理解ください。

【連絡先】

小千谷市立 学校
Tel :
担当

【文書3】

令和 年 月 日

〇〇〇〇さん
保護者様

小千谷市立 学校
校長

学校教育活動における食物アレルギー対応の面談について

日頃より、学校教育活動にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、来年度の学校教育活動における食物アレルギー対応を決定するにあたり、お子さまの食物アレルギーの状況や、給食への除去・代替についての要望等の情報を共有するために下記の期間中に面談を行います。

つきましては、以下の日程調査表に必要事項を記入いただき、学校へ提出くださいますようお願いいたします。

記

- 1 期 間 令和 年 月 日 () から令和 年 月 日 ()
- 2 場 所
- 3 出席者
- 4 その他 面談後、食物アレルギー対応委員会で対応の審査を行いますが、原因食品やレベルによっては、対応できない場合もあることをご了承ください。

担当：〇〇〇〇学校 (●●●) TEL：

キリトリ線

学校教育活動における食物アレルギー対応の面談について（日程調査表）

年 組 名前

来校可能な日時に○をつけてください。後日、日程が確定次第改めてご連絡いたします。
なお、その他要望等がありましたら空欄にお書きください。

日 時		○×	日 時		○×	日 時		○×
①	〇/〇 () 〇:〇〇		④	〇/〇 () 〇:〇〇		⑦	〇/〇 () 〇:〇〇	
②	〇/〇 () 〇:〇〇		⑤	〇/〇 () 〇:〇〇		⑧	〇/〇 () 〇:〇〇	
③	〇/〇 () 〇:〇〇		⑥	〇/〇 () 〇:〇〇		⑨	〇/〇 () 〇:〇〇	
【その他要望等】								

※提出締切：令和 年 月 日 ()